

災害対策基本法施行規則及び災害救助法施行規則の一部を改正する内閣府令案 について（概要）

令和 7 年 4 月
内閣府政策統括官（防災担当）

1. 改正の背景

令和 6 年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実等について必要な措置を講ずる災害対策基本法等の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）が令和 7 年 2 月 14 日に閣議決定され、第 217 回国会に提出されたところである。国会の審議を経て同法案が成立した場合には、一部の規定を除き、公布後 3 月以内に施行されることとなるため、災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号。以下「災対法施行規則」という。）及び災害救助法施行規則（昭和 22 年総理府・厚生省・内務省・大蔵省・運輸省令第 1 号）について規定の整備等を行う必要がある。

2. 改正内容

（1）円滑な相互応援態勢の実施のための人材の確保等について

指定行政機関の長等は、他の災害応急対策責任者を迅速かつ的確に応援するため必要と認める場合には、あらかじめ、人材の確保及び育成並びに応援を行う体制の整備に係る事項について定めることとする。

（2）台帳情報の提供に関し必要な事項について

改正法案により、国及び地方公共団体が行う被災者の援護への協力であって、避難所運営等の業務を行う法人等（被災者援護協力団体）に対する内閣総理大臣による登録制度が創設され、被災者の生命又は身体を保護するために特に必要がある場合等に、登録を受けた被災者援護協力団体（以下「登録被災者援護協力団体」という。）に必要な限度で、市町村長が、台帳情報を当該団体に提供することができることとされたところ、当該提供にあたって必要となる申請書に記載する事項等の必要な事項について、災対法施行規則第 8 条の 6 を改正し措置することとする。

（3）実費弁償請求書の提出について

改正法案により、救助法が改正され、登録被災者援護協力団体に対する協力命令に係る実費弁償の規定が新設されたところ、当該協力命令に係る実費弁償について、従事命令に係る実費弁償と同様に、実費弁償を受けようとする者は、実費弁償請求書を協力命令を発した都道府県知事等に提出しなければならないこととする。

（4）災害救助法施行令第 4 条第 3 号の内閣府令で定める者について

改正法の施行に伴い、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案において規定の整備等を行うこととしているところ。当該政令案により、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 4 条第 3 号において、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく指定障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく指定計画相談支援に従事する者について、内閣府令で定めることとするところ、当該内閣府令で定める者として「相談支援専門員」を規定することとする。

（5）その他所要の改正

※ 以上の内容については、今後の国会の審議の状況により、変更がありうる。

3. 施行期日

改正法案の施行の日（改正法案において「公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日」とされている日）